

第1号様式

こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者登録申込書 兼 変更届

令和 年 月 日

郡山市長

こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項8(1)①の規定に基づき提出します。なお、申し込みにあたっては、同要項及び個人情報保護に関する法令を厳守いたします。また、裏面の確認事項への承諾及び審査に必要な範囲において、市税状況に関する情報等各種調査をすることに同意します。

所在地	〒 ー
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
事業者情報	電 話： F A X： メー ル： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 U R L ()
担当者連絡先 (代表者・事業者情報 と同じ場合は同上と記 載してください)	(フリガナ) 担当者名： 電 話： F A X： メー ル：
備考 (変更事項等)	

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更事項もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

※新規の場合は、備考欄に返礼品案をご記入ください。検討中のもので結構です。

こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者に係る確認事項

- (1) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については郡山市及び返礼品取りまとめ事業者へ報告すること。
- (2) 協力事業者は当該業務で知りえた情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (3) 市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わない。
- (4) 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取り扱いについて、予告なく取り扱いを停止することがある。
- (5) 返礼品協力事業者の登録審査のため、市税等の滞納状況を確認することに同意する。
- (6) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に違反することがないよう、市の調査・確認に応じる義務がある。
- (7) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務がある。
- (8) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法の違反を行った場合は取引を中止する場合がある。
- (9) 上記により契約不履行となり市に損害が生じた場合、市は損害賠償を請求することができる。